



米国知的財産法団体の視点から見た 米国特許制度（仮訳）

アラン・J・キャスパー
仮訳 特技懇編集委員会

抄録

過去10年間、米国内では自国の特許制度の抜本的な改革の必要性が広く認識されていたが、根深く、一見すると埋められないへだたりが知的財産法団体に亀裂を生み、こんにちまで立法行為を妨げていた。しかし近年、米国最高裁判所と連邦巡回控訴裁判所は、特に特許性の判断基準や権利行使の範囲など、改革を求める声を生んだ懸案問題に取り組んでいる。とはいえ、新産業や雇用の創出など、技術革新と経済再生を支えるであろう真の特許制度改革は、産業間に残る理想の米国特許制度に対する考え方への違いにより身動きが取れない状態にあるように思われる。USPTOは、関係者が米国議会の動きを待つ間、利用者団体と立法府の信頼を勝ち得るために、自身が直面している品質、遅延、効率性といった問題の多くに取り組む能力と意欲について動き始めている。新しい、一般企業のような運営スタイルがUSPTOを指揮し、特許付与に至るまでのプロセスを透明性が高く、協調的で能率的なものにするため、庁内の方針、手続き、そしてスタッフの意識を変えようと積極的に動いている。興味深い提案が多く出されており、役立ちそうなものもあれば、さらなる検討と修正が必要なものもある。しかし、全体的な取り組みは、ここしばらく見られなかった、利用者団体内からUSPTOへの一定レベルの信頼と支援を築き上げた。変化はこれからも取り入れられていくが、効果的な米国特許制度の形成における前例のない協力と成功の礎は、すでに築かれたのである。

アメリカ合衆国は、非常に独特な13の植民地の代表者たちによって、230年以上前に建国された。それら植民地の経済的利益は、北部における非常に工業的な分野から南部における大変農業的な分野に及び、そしてその社会学的原理は人権に関して大きく異なっていた。このような違いにもかかわらず、各州の代表は、立法府、司法府、行政府間における基本的な抑制と均衡をもった民主的な政府を生んだ憲法について合意することができた。創始者たちが最も重要とした理念の中には、“sciences and the useful arts”（「科学及び有用な技術」）を、知的財産法及び特許制度を通じて保護し促進する必要性¹⁾が含まれていた。特許制度は根本となる特許法によって、その解釈は裁判所によって、そして出願は管理責任のある機関、米国特許商標庁（以下、USPTOと略す。）によって定められている。過去2世紀にわたり（なかでも20世紀後半には特に）、米国特許法はめざましい科学的及び技術的な進歩を推進することによって、発明者、産業、経済によく貢献してきた。それでもなお、方向性の違いは米国社会及び米国経済に残されている。

それらは、緊張を生み、議論を巻き起こし、そして妥協と膠着状態の果てに、米国全体や国際社会の最大の利益に寄与しない知的財産法の方針を生むことが少なくないのである。

AIPLA（米国知的所有権法協会）の役割

発明及びその他の知的財産権の保護のため、偏狭な利害を超え「ベストプラクティス」を促進する見地から、AIPLA（米国知的所有権法協会。以下、AIPLAと略す。）は、1887年の創立より、国内及び国際舞台で知的財産法の方針の作成に積極的に関与してきた。AIPLAは国内の弁護士協会のひとつであり、その16,000人以上のメンバーは主に、個人事務所や企業、行政サービス、学界における弁護士や特許の専門家である。AIPLAは、特許、商標、著作権、不正競争防止法、その他知的財産法に影響する法律分野の実務に、直接的または間接的にかかわる個人、企業、組織といった広く多様な範囲の代理を務めている。AIPLAのメ

1) 第1章、第8条「連邦議会は次の権限を有する。（中略）著作者および発明者に対し、一定期間その著作および発明に関する独占的権利を保証することにより、科学及び有用な技術の進歩を促進する権限」

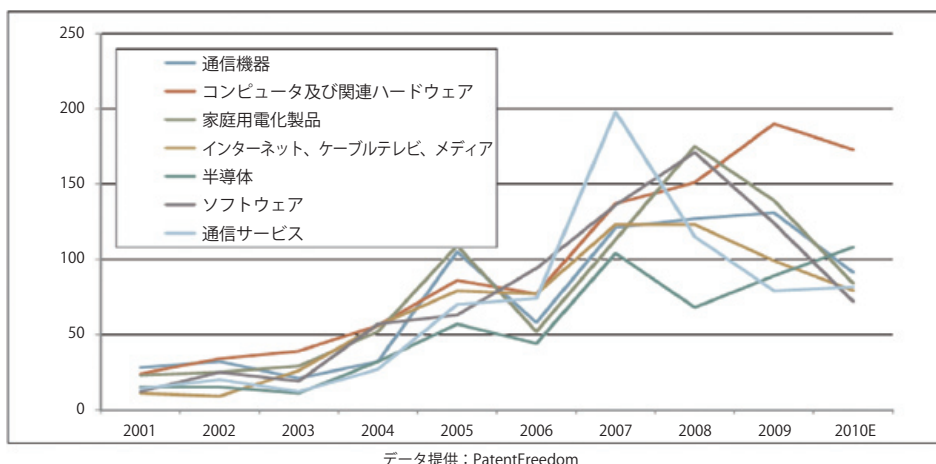


図1 特許不実施団体による訴訟当事者数 (分野別)

ンバーは知的財産権の権利者とユーザーの双方を代理しており、AIPLAの名を知らしめている、教育サービス、施策による権利保護、人脈作りの機会²⁾、を提供すべく、日本の活動のみに従事する委員会を含め50以上の委員会で活動している。日本の弁理士のように³⁾、自国の特許庁を相手に業務を行う登録を受けていれば、国を問わず誰でも会員になれる。また、ミーティングには非会員も会員と同様に参加できる⁴⁾。

さまざまな米国知的財産法団体

さまざまなAIPLAの会員は、今日米国知的財産法団体内に存在するきわめて異なる利害や意見の代表者である。経済における化学、電子、製造分野の劇的な成長を受け、前世紀の工業の時代が成熟に達したつい最近まで、発明に幅広い保護を提供し、差止救済の十分な機会と侵害者に対する相当な損害賠償判決を与える特許制度には、全産業分野

からの統一した強い支持があった。しかし、前世紀末に産業化時代が情報とバイオテクノロジー・医薬品の時代へと展開するにつれ、国内及び海外の特許保護への要請は分化した。こうした分化の例として、ここ7年間米国で盛んな特許制度改革に関する議論に勝るものはあるまい。

全米科学アカデミー⁵⁾と連邦取引委員会⁶⁾の多岐にわたる研究から生まれた米国特許制度への有益な改善提案は、2005～2006年の第109回国連邦議会⁷⁾における法案へと結実した。しかし、高額な損害賠償を求めるさまざまな判決の衝撃と、IT産業や電気通信産業に対する安易な差止命令の執行が、特に上記グラフ⁸⁾に示すようなNon-Practicing Entities (特許不実施団体。以下、NPEとする)からの特許訴訟の増加といった脅威を少なくするための機会として、審議中の法案を利用しようとする連合の形成につながっていった。i

製品が急速に発達する技術に依存し、瞬く間に陳腐化してしまうこういった業界は、強力な特許保護にあまり価値

2) AIPLAは、アミカス・ブリーフ(意見陳述書)の提出、証言の提供、書面または口頭でのコメントの提出により、裁判所、議会、USPTOで生じる問題について第三者の視点から頻繁に意見を提供している。例えば、提案中の三経路の審査システムに関する最近行われた一般のラウンドテーブルでは、AIPLAは、外国からの優先権主張を伴う米国出願全ての審査が遅延するかもしれないシステムの性格について、日本の出願人から提起された懸念を表明した。

3) AIPLAの活動に関する情報はウェブサイトに詳しい(<http://www.aipla.org>)。

4) AIPLAは年3度の定例会議を開催している。10月の年次会議、1月末の真冬に行われる会議、そして5月の春に行われる会議であり、3～4日間かけて続く教育的な内容にあふれたものである。The IP Practice in Japan Committee (日本知的財産法実務委員会)は、年次会議及び1月の会議で1日半かけて行われる特別な「プレミーティング」を開催しており、知的財産に関係する日本の様々な機関の代表者が出席している。

5) 全米科学アカデミー報告書「*Patent System for the 21st Century* (21世紀の特許制度)」(2004年)

6) 連邦取引委員会「*To promote Innovation: The proper Balance of Competition and Patent Law and Policy* (技術革新を促進するために：競争と特許法と政策の適切なバランス)」(2003年)

7) 下院法案HR2795(スミス)、下院法案HR5096(バーマン)、上院法案S3818(レーヒ & ハッチ)

8) 「*An Update and Considerations to Reduce Risks Posed by NPE's* (NPEのもたらすリスクを軽減するための最新情報と考察)」2010年7月9日、PatentFreedom (www.patentfreedom.com)掲載。2010年8月2日、Corporate Counsel (コーポレート・カウンセル誌) (www.law.com)に掲載。



を見出さなかった。特に質的に疑問のある特許に基づいて、損害賠償請求されるリスクが減り、差止による保護が弱まり、訴訟提起が困難になる制度を支持した。

現在までNPE（大学を除く）の占める率が高くない、バイオテクノロジーや医薬品産業など、強力な特許保護に大きく依存している他の分野は、一般に研究開発に莫大な投資を必要とし、関連特許の権利期間が満了するまでの間、相当な価値を有する可能性のある自社製品が、侵害者に容易に模倣されるおそれのある法案に強く反対を表明した。

米国特許制度の評価に関する経済面からの包括的な視点が、今年の初頭、米国商務省の「白書」⁹⁾において提示された。それは、特許制度改革によるさらに強力な特許制度を支持するものであり、その理由として、米国経済のような成長が進んだ経済において、技術革新は経済成長の主要な原動力であること、高収入の仕事を創出することを挙げている。白書は医薬品産業に注目し、「CEOと研究開発部部長への調査によれば、特許とは、他社に負けない強みを手に入れる最も重要な手段である¹⁰⁾」と述べ、「過去数十年の間に、技術革新が経済成長の主要な原動力であることを示す経験則上の証拠は疑いなきものになった」とし、特許制度改革は、「連邦政府の赤字を増やさずに、国の革新的な生産活動を拡大する可能性がある¹¹⁾」と概観的な意見を述べている。白書は、「赤字に影響を与えないこの経済刺激策は、つかまなければならないビジネス・チャンスをもたらす」と結論づけている。

明らかに、IT・通信、バイオテクノロジー・医薬品といった強力な分野に特徴づけられる現在の経済環境においては、ひとつの特許制度は潜在的な利用者全員のニーズを満たさないようだ。だからこそ、前述した対極に立つ二者の間には、特許の有効性を高め、不必要な主観的要素の削除

により特許付与及び維持管理の費用を軽減し、特許法の国際協調を容易に実現することを目的に、どちらにも肩入れせずに「ベストプラクティス」の視点から改革を支持するAIPLAのような機関が存在する。現在審議中であり、AIPLA及び21世紀連合¹²⁾、そしてIT企業団体の少数の代表者¹³⁾から支持されている法案¹⁴⁾は、今述べたような目的にかなうかもしれない。

しかし、米国内の多様な経済上の利害の間に存在する根深い意見の不一致により、「ベストプラクティス」の実現の可能性があるにもかかわらず、望ましい改革を容易に実施できなくなっている。さらに、改革に対する提案の多くは、裁判所が下した判決の結果、21世紀への変わり目から必要性が薄れてきているように思われる。

米国裁判所の役割

米国特許制度への批判の多くは、NPEや競争他社が「有効性に疑問のある」特許権を行使しているということである。特許権者が被告会社に対して容易に差止命令を獲得できるために、「品質が低い」特許であるにもかかわらず、高額なロイヤルティの支払いによって解決せざるを得ないことが多い。また一方で、特許権者の開示義務忘れから「不正行為」を理由に被告会社が特許権者を攻撃する頻度の高さは、訴訟でそういった告発がなされることが多いため、特許制度の「ベスト」と呼ばれている¹⁵⁾。

過去数十年の間、米国最高裁判所は自明性の判断基準を厳格化し（KSR事件¹⁶⁾）、差止命令の獲得を困難にした（E-Bay事件¹⁷⁾）一方、訴えられた侵害者が無効または非侵害の確認訴訟を提起することが容易になった（Medimmune事件¹⁸⁾）。Bilski事件¹⁹⁾における裁判所の最近の判決は、

9) 「Patent Reform: Unleashing Innovation, Promoting Economic Growth & Producing High Paying Jobs (特許制度改革：技術革新の解放、経済成長の促進と高収入の仕事の創出)」アーティ・ライ他、2010年4月13日。

10) 同上、4ページ。

11) 同上、8ページ。

12) AIPLAはthe Coalition for 21 Century Patent Reform (21世紀特許制度改革連合)のメンバーである。この連合は、特許制度の改良を支持する40以上の企業と機関で構成されている(www.patentsmatter.com)。

13) マイクロソフトとIBMは、上院法案S515にまとめられた新法への支持を明らかにしている。

14) 上院法案S515 (リーヒ&ハッチ)、下院法案HR1260 (コンヤーズ&スミス)

15) マンメン、クリスチャン「Controlling the 'Plague': Reforming the Doctrine of Inequitable Conduct (『ベスト』の制御：不正行為に関する原則の改革)」(2009年)。Berkeley Tech Law J. (パークリー・テクノロジー・ロー・ジャーナル誌)で掲載予定。SSRN (Social Science Research Network-社会科学者ネットワーク)に掲載(http://ssrn.com/abstract=1139259)。

16) KSR Int'l Co. v. Teleflex, Inc. (KSR・インターナショナル・カンパニー対テレフレックス・インコーポレイテッド事件) 事件番号550 U.S. 398 (2007年)

17) eBay Inc v. MercExchange, L.L.C. (イーベイ・インコーポレイテッド対マークエクスチェンジ・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー事件) 事件番号547 U.S. 388 (2006年)

18) MedImmune v. Genentech et al (メディムーン対ジェネンテック他事件) 事件番号549 U.S. 118 (2007年)

19) Bilski v. Kappos (ビルスキ対カッポス事件) 事件番号561 U.S. ____ (2010年)

発明特定事項を狭めることは特許保護において有用であることを示している。特許法関連事件の唯一の上訴裁判所である連邦巡回控訴裁判所は、回収可能な損害賠償額に制限を加え (Lucent 対 Gateway 事件²⁰⁾)、故意侵害の請求基準を厳格化した (Seagate 事件²¹⁾)。連邦巡回控訴裁判所は、近く不正行為関連の重要な事件の判決を出す予定であり、おそらく抗弁理由の範囲を狭めることになりそうだ。

知的財産法団体の一部にとって、米国裁判所のこれらの判決は法案の必要性を低下させるものであり、法案を成立させることなく、特許獲得と侵害訴訟に対する現行特許法の適用と同法の解釈によって、特許実務を改革する裁判所の現在の方向性を維持したほうがよいと考える者も多いかもしれない。一方、特に特許法の国際調和がなされるべきなら、少なくとも先願主義を採用した法案が必要であると未だ考える者もいる。

米国特許商標庁の業務に関する共通認識

—品質の高さとタイムリー性

知的財産法団体において、特許法の改革の必要性に関しては多種多様な意見があるが、今よりも力強く、高度に能率的で、財政的にも安定し、有能なスタッフを有すべき米国特許商標庁の必要性に関しては、おしなべて意見が一致している。

商務省の調査をもとにした白書²²⁾によると、革新的なベンチャー・キャピタルの支援を受ける新企業の運命は、特許が資金拠出の意志決定における重要な要素であることから、タイムリーな特許付与にかかっていると述べている。白書はさらに、「初期段階における遅延、不確実性、品質の低下は、最終的には革新的なものに対する民間投資の意欲を削ぎ、経済成長や雇用創出の可能性を低下させる」と指摘している。また、英国知的財産局による最近の調査結果²³⁾を引用し、処理の遅延は「ありふれた技術革新」につながるおそれがあり、年々何十億ドルもの経済損失になると主張している。また、品質の低い特許、即ち「請求の範囲の進歩性について、自明であり、不必要に広く、不明確

である特許、これも、技術革新を妨げる」とし、その理由を、訴訟で戦うよりも技術の抵触を避けるほうが得策であるためと述べている。このような発行特許の品質の低下と遅延に由来する経済への損害を根拠とし、USPTOへの十分な資金提供と人員整備を強く支持している。

米国商務省のこういった考え方は、多くの米国知的財産使用者団体に支持されている。最近では、AIPLA、IPO (知的財産権所有者協会)、米国法曹協会知的財産法部門による米国商務省宛ての共同書簡に、品質の低下と処理の遅延の問題を、追加雇用と研修、ITインフラの向上で対処するため、USPTOへの十分な資金提供を強く支持する文が記載された²⁴⁾。

品質の高さは拒絶に比例せず

米国の発行特許の品質は長く懸案事項であり、特に、前述したNPEからの訴訟増加によってますますその度合いは高くなった。USPTOの前運営陣は、特許品質は係属中の出願が何度も拒絶を重ねることによって獲得されると信じ、品質の向上の証として、発行特許数の減少を意図した方策を実施した。この方策の結果は、下記の表に示す通り、USPTOの収入の減少ともなった。

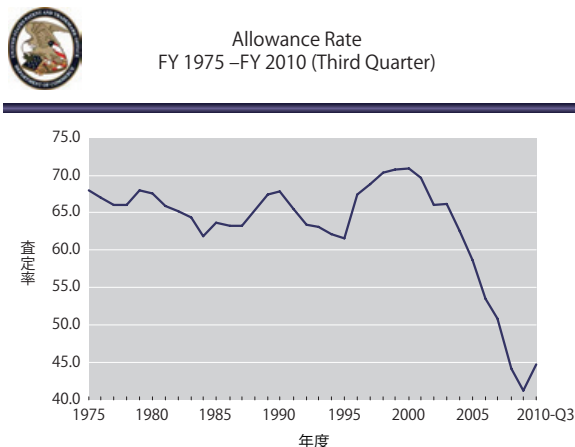


図2 特許査定率 1975年度から2010年度 (第3四半期)

20) *Lucent Technologies Inc. v. Gateway Inc.* (ルーセント・テクノロジー・インコーポレイテッド 対ゲートウェイ・インコーポレイテッド事件) 米国連邦巡回控訴裁判所案件。事件番号2008-1485。2009年9月11日付。

21) *In re Seagate Tech. LLC* (シーゲイト・テクノロジー・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー事件に関して) 事件番号497 F3d. 1360 (連邦巡回控訴裁判所2007年案件 (大法廷判決))。裁量上訴不受理 (2008年)。

22) ライ。4ページの訳注10参照。

23) London Economics (ロンドン・エコノミクス社) 「*Economic Sturdy on Patent Backlogs and a System of Mutual Recognition - Final Report to the Intellectual Property Office* (特許遅延に関する経済的研究及び相互認証制度—知的財産局への最終報告書)」(2010年) (<http://www.ipo.gov.uk/p-backlog-report.pdf>)。

24) 2010年7月14日付け書簡。AIPLAは、2010年7月28日にも、提案されているUSPTOへの追加資金を支持する書簡を議会に提出した。



明らかに、2009年初頭までの前運営陣の戦略は、現在の運営陣の考え方の対極に位置する。現在の運営陣は財務省白書に示されているように、特許は経済の推進力であり、特許の品質の高さは拒絶に比例せず、むしろ品質の高い特許は質の高い審査から生まれると考えている。このため、現USPTO長官兼商務省次官であるデビッド・カッポス氏の指揮のもと、USPTOは2010年度から2015年度の戦略プランのドラフト²⁵⁾を発行し、パブリック・コメントを募った。このプランでは、「特許の品質とタイムリー性の最適化」が第一目的とされ、USPTOの審査能力、特許取得のタイムリー性、発行特許の品質の向上が必須と明記されている。また、効率および効果を上げるため、特許取得のプロセスを「再設計する」多数の戦略が記載されている。以下がその例である。

- ・全ての関連する問題を速やかに特定し、手続きの初期段階のうちに解決し、ファースト・アクションのインタビュープログラム等インタビューの利用を通じて特許可能な発明特定事項を迅速に特定するため、簡単な手続き方法に関する戦略を作成しそれを制度化する。
- ・特許可能な発明特定事項を効率的に特定し、それを明確にクレームに記載されるよう、審査官に先を見越したアドバイスをすること、そして出願人との連携をすることを求めて特許審査のプロセスを向上させる。
- ・より迅速になった審査の方法を含め、多種類の審査プロセスを採用し作業の優先順位をつける。
- ・USPTOが「最優先事項」としているワークシェアリングにおける相互信頼を築くため、「外国特許庁の我々のパートナーのベストプラクティスを基盤とする」ことにより、分類システムを改善する。
- ・より迅速、的確で品質の高い審査プロセスに向けて、審査官に適切な報奨が与えられるよう、審査官の報酬制度を再設計する。

こういった審査上の戦略は、自動化を最大限に活用する「徹底した」ITプロジェクトの開始と外国特許庁からのワークシェアリングの活用と共に実行されるであろう。また、三極特許庁と五大特許庁のプログラムを通じて向上した迅速

性を持つ、PCTとPPH(特許審査ハイウェイ)プログラムの使用拡大も提案されている。

信頼性の高い「特許の品質の評価基準」の定義

カッポス氏の運営陣の始動後まもなく、特許の品質を評価する適切かつ包括的な基準の必要性が確認された。Public Patent Advisory Commission(特許諮問委員会)の会員²⁶⁾が主導する「クオリティ・タスク・フォース」が速やかに設置され、公開のラウンドテーブルや書面でのコメントによる特許の品質に関するパブリック・コメントが募集された。多数の提案があったが、審査プロセスの開始から特許発行に至るまでの複数の評価基準の必要性とともに、出願人、USPTO、一般の人々が共有すべき責任感の必要性が確認された²⁷⁾。USPTOは、品質の向上の評価基準の定義と実現において関係者との協力を続ける計画を表明しており、戦略プランのドラフトでは、「特許の品質の向上の取り組み」、「数多くの一般からの意見と品質の評価基準の改良を必要とする特許品質を判断し管理するプログラムの再設計の取り組み」にUSPTOが力を入れることが述べられている。

一般からの意見と透明性

カッポス氏の運営陣の運営基盤は、前任者とは異なり、関係者とのコミュニケーションのオープン化と、その透明性に力を入れている。戦略プランのドラフトは、USPTOが費用対効果が高く、透明性ある運用とプロセスを確立するための「ITインフラとツールの向上」を優先事項としている点を強調している。USPTOが精度の高い、より多くのデータを抽出できるようになるだけでなく、XMLの採用や「顧客、産業界、外国特許庁とのパートナーシップ」の確立によって、USPTOの顧客、パートナー、産業界、そして一般の人々が、改良したウェブサイトを通じて容易にそのデータにアクセスできるようになる²⁸⁾。

透明性へのこだわりは、カッポス氏の運営陣の運営開始後すぐに、多くの新たな取り組みとともに明らかになってきている。その取り組みの例を以下に挙げる。

25) 2010年7月9日付け連邦公報通知(連邦公報巻75、番号39493)

26) マーク・アドラー。IPO(Intellectual Property Owners-知的所有者協会)の前会長で、Rohm & Haas事務所の首席特許相談役。

27) AIPLA、IPO、米国弁護士協会、全産業界の企業と発明者がラウンドテーブルに参加し、書面でのコメントを寄せた。

28) 三極特許庁及び三極特許庁と三極産業界(JIPA(日本知的財産協会)、Business Europe(欧州経営者連盟)、IPO、AIPLA)間で確立され始めた建設的で開かれた労働関係においても、同様の透明性が顕著になってきている。

- ・長官ブログの開設
- ・公式行事への積極的な出席（全国）
- ・ラウンドテーブルの積極的な開催
 - ・審判に関するラウンドテーブル
 - ・特許の品質に関するラウンドテーブル
 - ・遅延審査に関するラウンドテーブル
 - ・PCTに関するラウンドテーブル
 - ・ワークシェアリングに関するラウンドテーブル
- ・パブリック・コメントを募る多数の通知の発行（新たな規則や運用の導入前に）
- ・スタッフや出願件数のレベルを考慮して特許審査待ち期間を予測するウェブベースの双方向モデルの開始

さらに、多くの一般の声を審査プロセスの向上や高機能化につなげるという努力が、オンブズマン・プログラムの実施や、前運営陣が作成して激しい批判を受けた「クレームと継続出願に関する規則案」の撤回をはじめとする、他の戦略からもうかがえる。

最後に、USPTOという組織の上部から下部まで、ひとつの「チーム」であるという姿勢を確立するため、相当の努力が払われた。結果として、外部ユーザーや一般の人々から見ても明らかな、組織文化の急速な変化をもたらした。その典型的な例が、審査官達が実行した協調の精神にある²⁹⁾。この組織文化の変化における重要なところは、最近強調されている審査官とUSPTOのユーザー間での協力と協調であり、長官が審査官やスタッフへ頻繁に電子メールを送ることによってこれを支援している。さらに、処理能力や品質、効率性を向上させるために構想されたプログラムについて支援を得ようと、審査官組合と手をたずさえた革新的な取り組みが始まっている。

USPTOに対するユーザー団体の反応

ユーザー団体は多様であるがために、特許制度改革に代表されるような多くの問題で意見の不一致がしばしばみられるが、意見の一致するところがひとつあるようである。少なくともUSPTOの計画や運営に関して、出願人、ユーザー団体、法曹協会は、USPTOは現在正しい方向に進んでおり、出願の審査と特許付与のプロセスにおける実効性、品質、効率性を強化することに適切に注力しているという、包括

的な印象を抱いている。戦略プランのドラフトは非常に野心的で幅広い支持を得ているが、改善提案も出されている³⁰⁾。例えば、三つの審査トラックとう提案は、遅延審査トラックによる特許期間延長計算への影響や、米国を第二国出願した出願人にとっては最初の出願国でオフィスアクションが出るまで出願の審査が遅れるという影響が、懸念されている。とはいえ、昨年既に実行された他の戦略と同様、カッポス氏による運営陣はこれらの意見を慎重に検討および判断しながら、USPTOの要請を満たし、関係者の懸念を払拭し、米国特許制度全体の処理能力と品質を向上させるため、戦略プランを練り直して改善していくであろう。

審査官の追加雇用から最新のIT設備の整備や高度なサービスの実施に至るまで、多くの改革には費用がかかる。我々が皆直面している困難な経済環境にもかかわらず、米国特許制度のユーザーは、品質とタイムリー性が向上し、集めた資金がUSPTOの運営にのみ使用される限りにおいては、費用の値上げを受け入れることもやぶさかでないようである。この点に関して、ユーザーは現実的である。そして、今日までなされた進歩を考えれば、集められた資金がUSPTOのものとなって他の行政目的に流用されない限り、USPTOが特許付与料の設定権限を持つことにもユーザーは賛成してくれるだろう。

結びに

現在、米国法曹界は、自国の特許制度についての将来の健全性や実効性、特許可能な発明に対するグローバルな保護の機会について、かつてないほど楽観的である。米国内に未審査案件が最大約740,000件残っているという障害はあるが、カッポス氏の運営陣なら、米国の特許出願の審査プロセスを改良して合理化するとともに、ワークシェアリングや、調和された政策や手続き、ITインフラやツールを通じたさらなる効率性向上のため、各国の特許庁と提携することに力を注ぐだろうと、確信している。また、特許審査待ち期間を20カ月に短縮するという目標の達成も信用できる。さらに、より正確な評価基準やデータ精度の改善および高い透明性の実施や、審査方針や手続きの整備における一般からの参加を通じて、よりよい特許の品質が獲得され、確保されるであろうという信頼が高まってきて

29) この変化によって、USPTOの未審査出願の残りは740,000件以下へと減少した。

30) 2010年8月2日付けで、AIPLAは戦略プランに対する支持や提案、意見を提出した。それに加え、IPO、ABAの知的財産法部門、そして米国特許制度に関連するその他の団体も、好意的な意見を提出している。



いる。最後に、米国の政治プロセスに伴ういくばくかの不満から気落ちはするが、特許制度改革は近い将来実現されるであろうという希望や、より信頼性の高い特許性の基準、特許権の範囲を予見可能とするためのより確固とした基準、特許権者にも第三者にも同様に与えられるさらなる確実性をもって、米国が前進できるという希望も生まれている。

すなわち、米国知的財産法団体の視点から見れば、これからの米国特許制度の未来は明るい。

profile

アラン・J・キャスパー

アラン・J・キャスパー氏は現在、米国知的財産法協会の会長であり、国際部の部長を務めるワシントンDCのSughrue Mion PLLC事務所のシニア・パートナーでもある。彼のキャリアはUSPTOの審査官から始まり、引き続きある米国企業的首席特許相談役として社内で活躍した。日本のSughrue事務所を4年間率いたことがあり、その間家族と東京に住んでいた。一番末の息子ピーターが日本生まれ("made in Japan")であることを嬉しく思っている。この文章にある意見は彼自身のものであり、AIPLAやSughrue事務所とは関係がない。彼の連絡先は、akasper@sughrue.comである。

